

学校

学校現場では、どのようにして子どもたちと向き合っているのでしょうか—?定期的に教師と生徒が面談する「教育相談週間」を設けている名張中学校で話を伺いました。

教育相談担当教員

● 学校全体で、いじめや不登校に対応できる体制づくりを。



名張中学校 教育相談担当教員
杉江 清

教育相談担当教員として、いじめや不登校など生徒の学校生活上の問題に、学校全体として対応できる体制づくりを担っています。
名張中学校では、各学年に1人ずつ配置された教育相談担当教員が、遅刻や早退が多い、最近元気がない、など、見守りが必要な生徒について、週に1回程度、情報交換を行っています。また、生徒が悩みを抱えていても、それが見えにくい場合もあります。そこで、日ごろの生徒との対話や観察に加え、1学期の終わりに、「教育相談週間」として、担任が生徒一人ひとりと面談。生徒から、あらためて悩み事などを聞く場を設けています。
そして、この面談の前に実施しているのが、「Q・U調査」(学級満足度調査)です。生徒の心の状態を事前に把握することができ、調査結果で気になることがあれば、職員全員で対応方法を協議します。
さらに、スクールカウンセラーに助言をいただいたり、生活指導担当教員と連携したりして、たくさん目の目で生徒たちを見守っています。

スクールカウンセラー

● 身近な学校で、不安や悩みなど何でも話ができる場所を。



スクールカウンセラー
山田 忍さん

学校にあるカウンセリング室には、児童生徒や保護者が直接面談に来てくれることもあります。私が、「教職員から勧められて」という場合が多いですね。私は常に学校にいます。情報は欠かせません。支援の方向性を一緒に考えることもあります。もちろん、相談者の秘密は厳守します。
子どもたちは、カウンセリング室を何度も訪れ、信頼関係ができてくると、ようやく話したいことを話せるようになります。だから、子どもたちにとって身近な学校に、こうした場所があることが大切なのだと思います。それに、「どんな人が話を聞いてくれるのか」も気になる場所かもしれません。面談が無ければ、部屋の扉を開けたままにしているだけで、部屋をちらっと覗いてくれる子どももいますね。
小中学校間で、切れ目無く児童生徒を支援しようという県の事業があり、現在、名張中学校と、その校区の小学校を担当しています。こうした取り組みも、子どもの理解を深めることにつながっています。

支援機関

より専門的な立場から子どもたちや保護者、教職員を支えている教育研究所の指導員や相談員(元教職員)と、子ども相談室の相談員(臨床発達心理士)に話を伺いました。

教育研究所

● 教職員OB・OGとしての経験を生かして学校を支援しています。



教育専門相談員 杉本 由美子

教育専門指導員 河内 照治

教育研究所の教育専門指導員は、学校に直接入って、授業での教え方やグループ学習の取り入れ方などを教職員に伝えながら、子どもとの関係づくりを指導しています。教育専門相談員は、主に、教育研究所で教職員や保護者などからの相談に応じしています。
いじめの要因はさまざまです。どう対応すればよいかの判断が難しい場合がありますが、いずれの専門員も、教職員のOB・OGであり、長年の経験に基づいて助言できるところが強みです。必要に応じて、社会福祉の専門的な知識や技術をもつ「スクールソーシャルワーカー」や適応指導教室なども連携を図っています。
さらに、ほかの教職員OBや教育研究所の家庭教育講座を受講された保護者から、無償で学校を支援いただくなど、教育にかかわる人材を発掘し、多くの人材が学校にかかわれるように取り組んでいます。

子ども相談室

● 第三者だからこそ、引き出せる「本音」があります。



子ども相談室相談員
山本 貴美恵

「子ども相談室」では、18歳以下の子どもたちについてのことで、何でも相談に応じています。平成23年度の相談件数は、297件(22年度比6件増)。子どもからは、学校での人間関係や進路について、保護者からは親子関係についての相談が多いですね。保護者から相談を受けた場合は、了解を得た上で、子どもからも話を聞きます。
心がけているのは、ゆっくりと子どもの話を聞くこと。1年以上かかることもあります。大人の期待に沿う答えを言おうとすることもあるので、言葉の裏側にある気持ちをくみ取りながら、悲しかったり、つらかったりといった「本音」を引き出すことが重要です。保護者や教職員でなく、子どもの日常にかかわらない第三者だから聞きだせる「本音」もあるのです。
その上で、問題の解決に向けて、本人の力を引き出せるようにします。本音を話し、自信を取り戻せば、頑張ろうという気持ちが出てきます。本人が望めば、学校などとも連携して問題の解決を図っていきます。

● 「子ども相談室」では、10月から相談員を2人体制とし、相談体制を強化しています。また、市の定めた「子どもの権利週間」(11月21日～27日)のうち、11月25日は、午後1時から5時まで、26日・27日は、午後8時まで時間を延長します。各種相談窓口について詳しくは、6ページをご覧ください。